

# 子ども・子育て支援新制度施行に伴う 関係条例の制定等について

・平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度では、中核市や市町村が幼保連携型認定こども園等の認可・届出の基準や設備・運営の基準を制定することになっている。

条例で定める基準	概要
①幼保連携型認定こども園の認可基準(4ページ)	学級編制、職員、設備、運営等に関する基準
②地域型保育事業の認可基準(5・6ページ)	職員の資格・人数、児童の処遇確保、秘密の保持等に関する基準を定めるもの
③確認を受ける特定教育・保育施設・特定地域型保育事業の運営基準(7～9ページ)	利用定員及び認可を受けている特定教育・保育施設や事業者が当該特定教育・保育等を提供する上で遵守する基準を定めるもの
④放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準(11・12ページ)	職員の資格及びその人数や必要面積等に関する基準を定めるもの

## 施設・事業類型別の認可等の主体及び基準

施設・事業類型	施設・事業名称	認可主体	確認主体	給付主体
教育・保育施設	幼保連携型認定こども園	①高松市※1	③高松市※2	高松市※2
	上記以外の認定こども園	香川県		
	単独幼稚園			
	単独保育所	高松市※1		
地域型保育事業	家庭的保育事業	②高松市※2	③高松市※2	高松市※2
	小規模保育事業			
	事業所内保育事業			
	居宅訪問型保育事業			
放課後児童健全育成事業		④高松市に届出※2	—	—

※1 中核市等としての高松市の権限

※2 市町村としての高松市の権限。

## 独自基準については、現在保育所で適用している次の6項目を適用

項目	内容
非常災害対策の具体的計画の掲示義務及び災害時における他施設との連携・相互応援体制の確保	施設等の見やすい場所に非常災害対策に関する具体的な計画の概要を掲示し、非常災害時には、他の社会福祉施設や消防団・近隣住民等と連携するなど、相互応援体制の整備に努めなければならない。
研修機会の確保のための具体的計画の策定	職員の研修機会を確保するため、年1回、具体的な計画を策定するとともに研修結果を記録しなければならない。
給食における地産地消の実施 (放課後児童健全育成事業を除く。)	食事を提供する際は、県内で生産された農林水産物やこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう努めなければならない。
記録の整備	利用者等に対する処遇やサービス提供に関する帳簿・記録等のうち必要なものについては、保存期間を定め、その保存を義務付ける。
外部評価等の実施 (放課後児童健全育成事業を除く。)	施設の設置者等は、定期的に外部の者による評価を受ける等して、常に業務の質の改善を図るよう努めなければならない。
感染症の発生時における対応マニュアルの策定	感染症や食中毒が発生した場合に迅速かつ適切に対応できるように、具体的なマニュアルの策定を義務付ける。

※その他、放課後児童健全育成事業で独自に定める基準は、12ページに記載

# ① 幼保連携型認定こども園の認可基準

(【参酌基準】以外の基準は、【従うべき基準】)

- ・教育週数は39週以上
  - ・教育時間は4時間
  - ・保育が必要な子の教育・保育時間は8時間【参酌基準】
- その他の【参酌基準】・人格の尊重 ・職員の資質向上、研修機会の確保  
・苦情への対応 ・家庭との連絡、連携

## 1階のイメージ

### 乳児室

保育教諭 1対3  
面積1人1.65㎡

### ほふく室

保育教諭 1対3  
面積1人3.3㎡

### 1歳児室

保育教諭 1対6  
面積1人1.65㎡

### 2歳児室

保育教諭 1対6  
面積1人1.98㎡

調理室、職員室、便所など

## 2階のイメージ

3学級に必要な園舎面積420㎡

### 3歳児学級

35人以下  
保育教諭1対20

### 4歳児学級

35人以下  
保育教諭1対30

### 5歳児学級

35人以下  
保育教諭1対30

## ②地域型保育事業の認可基準

### (1) 職員及び設備の基準(【参酌】以外の基準は【従うべき基準】)

項目	家庭的保育事業	小規模保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内保育事業
職員の 資格	家庭的保育者	A型: 保育士	家庭的保育者	保育所型(定員: 20人以上)の場合は保育士
		B型: 保育士又は 保育従事者 (保育士50%以上)		小規模型(定員: 19名以下)の場合は小規模型保育事業B型に同じ
		C型: 家庭的保育者		
配置基準	3対1 (補助者がいる 場合は5名)	A型: 認可保育所基準 + 1名	1対1	保育所型: 認可保育所基準
		B型: A型に同じ		小規模型: 小規模型保育事業B型
		C型: 家庭的保育事業 に準じた人数		
その他の 職員	嘱託医及び調理員(調理業務を全部委託する場合等は置かないことができる。)		—	家庭的保育事業に同じ
設備基準 調理以外 【参酌】	保育専用室、調理設備、便所、火災報知機、消火器	乳児室又はほふく室、調理設備、便所	事業運営に必要な広さを有する区画	乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所
面積基準 【参酌】	1人当たり3.3㎡	2歳未満3.3㎡/人	—	保育所型: 認可保育所基準
	最低9.9㎡	2歳以上1.98㎡ (C型は3.3㎡)		小規模型: 小規模型保育事業B型

## (2) その他の基準(主なもの)

項目	基準の内容	基準の別
衛生管理等	乳幼児が使用する設備・食器・飲用水は衛生的な管理に努めるほか、感染症や食中毒が発生したり、まん延したりしないよう必要な措置を講じなければならない。	参酌基準
食事の提供およびその特例	利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。その上で、特例として、食事の提供について、連携施設や同一・系列法人が運営する社会福祉施設等からの搬入を行うことも可能とする。	従うべき基準
健康診断	利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断のほか、少なくとも1年2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	参酌基準
内部規定の整備	事業の目的及び運営の方針、提供する保育の内容、職員の職種・員数等、保育の提供を行う日時・行わない日、利用定員その他の事業の運営に関し、重要な規定を定めておかななければならない。	参酌基準
苦情への対応	利用者または保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情の窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	参酌基準
耐火基準	乳児室等を2階以上に設ける場合の建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であることのほか、所定の防火設備などが備わっていなければならない。(小規模保育事業及び事業所内保育事業のみ)	参酌基準

### ③特定教育・保育施設等確認を受ける施設・事業の運営基準

#### (1) 特定教育・保育施設の利用定員【従うべき基準】

子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受ける保育所、認定こども園については、利用定員20名以上とする。

利用定員は、子ども・子育て支援法第19条に掲げる区分(ただし、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない子ども及び満1歳以上の子どもに区分する。)ごとに定めるものとする。

施設の種類	法第19条に掲げる区分	
認定こども園	1号認定	満3歳以上の小学校就学前子ども(2号認定に該当するものを除く。)
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難なもの
	3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
幼稚園	上記1号認定に該当する子ども	
保育所	上記2号認定及び3号認定に該当する子ども	

#### (2) 特定地域型保育事業の利用定員【従うべき基準】

事業類型	家庭的保育	小規模保育		居宅訪問型保育
		A型・B型	C型	
利用定員	1人～5人	6人～19人	6人～10人	1人

### (3) 運営に関する基準 【従うべき基準】の主なもの

項目	基準の内容
内容・手続の説明及び同意	利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育等の提供の開始について利用者の同意を得なければならない。
応諾義務	支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
あっせん、調整等への協力	特定教育・保育施設等の利用について、市町村が行うあっせん及び要請又は調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
平等な取扱	子どもの国籍、心情、社会的身分又は特定教育・保育等の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。
虐待等の禁止	職員は、子どもに対し、子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
秘密保持等	職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。
事故発生の防止と対応	<p>事故が発生した場合、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、報告、分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。</p> <p>事故発生防止のための委員会及び従業者への研修を定期的に行う。</p> <p>事故の状況及びその採った処置について記録しなければならない。</p> <p>賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに行わなければならない。</p>



## (4) 運営に関する基準【参酌すべき基準】の主なもの

項目	基準の内容
受給資格等の確認	特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により支給認定の有無、有効期間等を確認しなければならない。
支給認定の申請に係る援助	支給認定を受けていない保護者から利用の申し込みがあった場合は、当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
心身の状況等の把握	特定教育・保育の提供に当たり、子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努め、子ども又は保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言等を行わなければならない。
小学校との連携	特定教育・保育の提供の終了に際して、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。
特定教育・保育に関する評価等	提供する特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、定期的に保護者その他の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、結果を公表し、改善を図るよう努めなければならない。
緊急時の対応	子どもの体調の急変が生じた場合等には、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
定員の遵守	利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならないが、所定のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
掲示	当該特定・教育保育施設の見やすい場所に運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。



## ④放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営の基準

### 1 条例化の理由等

- ・現在、放課後児童クラブは、「高松市放課後児童クラブ実施要綱」等で定めた基準に基づき実施している。
- ・児童福祉法の一部改正により、これまでガイドライン(局長通知)で示されていた基準が、新たに公布された厚生労働省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)に従い、市町村が条例で定めることとなった。
- ・対象児童が「おおむね10歳未満の小学生」から、6年生までの「小学生」に引き上げられた。(本市では、H24年度から4年生まで拡大して実施)
- ・民間の事業実施者に、市町村への事業開始等の届け出及び条例で定めた基準維持のための報告、並びに検査の受け入れが義務付けられた。

### 2 条例の内容(従うべき基準と参酌すべき基準)

従うべき基準(項目・内容)		本市の現状	条例の内容
従事する者	省令第10条第3項の各号に該当し、県研修の修了者(経過措置有り) ⇒有資格者	非常勤:有資格者を採用 アルバイト:採用基準なし	国の基準どおり
員数	支援の単位ごとに2人以上 (有資格者1名以上)	支援の単位ごとに2人以上 (有資格者1名以上)	国の基準どおり

※支援の単位 : 児童の集団の規模のこと。クラス(教室)と言っている。

参酌すべき基準(項目・内容)		本市の状況(H27.4.1予定)	条例の内容
専用区画の面積	<p>【ガイドライン】 おおむね1. 65㎡以上が望ましい</p> <p>【省令】 専用区画の面積は、児童一人につき、おおむね1. 65㎡以上でなければならない。</p>	<p>【定員1人当たりの面積】 (市)</p> <p>1. 65㎡以上 : 45教室 1. 49㎡以上1. 65㎡未満 : 36教室</p> <p>(民間)</p> <p>1. 65㎡以上 : 9教室</p>	国の基準どおり
支援単位ごとの人数	<p>【ガイドライン】 おおむね40人程度までが望ましく、最大70人まで</p> <p>【省令】 一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。</p>	<p>【定員：平均的な利用人数の上限】 (市)</p> <p>40人以下 : 64教室 50～55人 : 12教室 60人 : 5教室</p> <p>(民間)</p> <p>20～40人 : 8教室 60人 : 1教室</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基準どおり</li> <li>・改正条例の施行日において、既に設置されている教室については、経過措置を設ける。</li> </ul>
開所時間及び日数	<p>【開所時間】 休業日 : 1日につき8時間以上 休業日以外 : 1日につき3時間以上</p> <p>【日数】 原則、1年につき250日以上</p>	<p>【開所時間】 休業日 : 1日につき8時間以上 休業日以外 : 1日につき3時間以上</p> <p>【日数】 1年につき250日以上</p>	国の基準どおり